

## 成長戦略フォローアップへの対応状況

# 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）への対応 1 / 2 ～ボイラー等の性能検査に係る開放検査周期の延長等～

成長戦略フォローアップ（ボイラー関係抜粋）

労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2021年3月に、開放検査周期を最長12年に延長したことについて周知を図る。また、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保といった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021年度中に対応を検討し結論を得る。

## 令和4年度までの対応状況

- 開放検査周期を最大8年から12年に延長することを内容とする開放検査周期認定要領の改正について周知（令和3年3月29日付け基発0329第8号等）
- CBMを導入することにより12年を超える開放検査周期とする場合の余寿命、経年損傷の防止対策等に係る要件、手続等を新たに定めることを内容とする開放検査周期認定要領の改正に係るパブリックコメントを実施（募集期間：3月9日～4月7日）
- 高度な安全管理等が行われているボイラー等については、登録性能検査機関による性能検査の際に、同じ検査項目を重ねて確認することを不要とするため、事業者が自らが行った自主検査の結果を活用できるよう、省令を改正（令和5年4月1日施行）

## 令和5年度の予定

- CBMを導入することにより12年を超える開放検査周期とすることを認めるよう、開放検査周期認定要領を改正し発出予定（局長通達）

### 成長戦略フォローアップ（防爆関係抜粋）

労働安全衛生法上の防爆規制について、2021年2月に示した電子機器等を活用する場合における危険エリアの判断基準の周知を図る。また、防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込み規制の見直しに向けて、検定制度によらない安全確保措置の在り方について、2022年までを目途に議論が進められている IEC における動向も踏まえつつ、対応を検討し結論を得る。

### 令和4年度までの対応状況

- 防爆規制における危険箇所の定量的判断基準として、労働安全衛生総合研究所技術指針「ユーザーのための工場防爆設備ガイド」の参考資料11「危険箇所の精緻な判定方法」※によることができることを周知（令和3年2月18日付け基安発0218第1号等）
  - ※ 経済産業省「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」とも整合
- 「国際的な防爆規制に対する整合性確保のための調査研究」（令和2年度～令和4年度、労働安全衛生総合研究所）において、IECにおける非防爆ポータブル機器の導入に係る検討を踏まえつつ、防爆規制の将来の在り方に係る課題の洗い出し

### 令和5年度の予定

- 令和5年度に延期されているIECにおける技術基準の議論を踏まえ、防爆規制の在り方について、「防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込みに関する研究」（令和5年度、労働安全衛生総合研究所）において検討予定